

消費税8%に 間に合うための期日

消費税
8%の
期日

来る10月1日より、消費税率が10%に引き上げられます。太陽光発電システムを現行の消費税8%で受けていただくための期日をお知らせします。



ZERO SECH

リース物件

2019年9月30日（月）までに

リース開始した物件が消費税8%プランを適用されます



「リース契約日」ではなく物件借受日（リース開始日）が2019年9月30日以前になっている物件が消費税8%適用となります。また、すでに開始された消費税8%プランのリース料金が10月1日以降に消費税10%へ変更されることはありません。

8%
プラン表

<http://urx2.nu/NmvG>

10%
プラン表

<http://urx2.nu/FWvX>

PAY SECH

ローン物件

2019年9月30日（月）までに

納品される物件が消費税8%の適用対象です

納品日基準
です



上記期日までに納品を希望される場合は

9月9日
(月) 12:00

までに発注書を
お送り下さい



太陽光発電システム以外の“個別の部材発注”などもすべて【納品日基準】で2019年9月30日までが消費税8%の期限になります。“個別の部材発注”の場合、運送に係る日程が各々異なるため必ず、事前のご確認をお願い致します。

次ページに
OGFより
お願い



ご不明な点は、**direct** の
SIソーラーホットライン
までご連絡下さい

9:00 ~ 18:00 (土日祝除く)

03-5642-3733

ZERO SECH リース契約に係る消費税率改定に伴うお願い



2019年10月1日より、消費税率が10%になります。

2019年8月29日
株式会社イシン住宅研究所
株式会社S Iソーラー
大阪ガスファイナンス株式会社



リース開始日によって、ZEROSECHの消費税率の適用が異なります。

<消費税率の適用基準について>

リース契約日では
ございません！

リース開始日（リース会社がお客さまに電話し、リース開始について承諾をとります）の消費税率が適用されます。

※リース会社がお客さまに電話し承諾を取ってリース開始日が確定します。電話した日より前の日付をリース開始日とすることはできません。
※お客さまへの初回請求は、リース開始日が属する月の翌月28日（金融機関休業日の場合、翌営業日）になります。

リース開始の条件は、

建物・リース機器の引渡し が完了していることです。



系統連系はリース開始に必要な条件ではございません。いずれのタイミング（建物・リース機器の引渡し日OR連系日）でリース開始するのか、お客さまと必ずご確認ください。

<代行店さまへのお願い>

2019年10月1日以降のリース開始の場合、
消費税率10%が適用されてしまいます！

お客さまへリース開始連絡してもよい状態になれば、**速やかにリース会社へご連絡ください**。また、リース会社が、お客さまへリース開始連絡をしてもよいか確認させていただくこともございますので、事前にお客さまとご相談ください。



お客さまとのトラブルにつながる可能性も考慮し、リース会社は代行店さまからの承諾がない場合、お客さまへのリース開始連絡は実施しません。

<リース会社>



大阪ガスファイナンス株式会社 06-6264-3005 (平日9時～17時40分)

リース開始時期（～2019年9月30日、2019年10月1日～）によって、**10年間リース料金に適用される消費税率が異なります**。お客さまとのトラブル等につながる事象になりますので、代行店さまにおいては、必ずお客さまとご相談の上、事前のご確認をお願い致します。

消費税率 適用イメージ	リース開始日	リース料金に係る消費税率(リース期間満了まで)
	2019年9月30日まで	8% 既にリース料金のお支払が開始されているお客さまを含みます
	2019年10月1日以降	10%

2019年10月1日